

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月16日
国立大学法人 愛媛大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、実施計画を定め平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、実施計画を定め可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するとともに、平成20年度からの環境配慮型契約の本格的な実施に向け、具体的な運用を定めるなどの取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務等の契約については、平成19年度契約締結実績はありませんでした。

電気の調達契約（19.4.1～24.3.31）

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための本学における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針等に基づき設置された「国立大学法人 愛媛大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を活用することとした。

平成20年3月18日に環境省主催で松山にて開催された、「環境配慮契約法基本方針」全国説明会を受講し、内容を本学環境マネジメント委員会の環境会計専門部会に報告し、学内に周知を図った。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、文部科学省より平成20年3月31日付け通知「設計業務における環境配慮型プロポーザル方

式の実施等について」があり、平成20年度より業務の発注については、環境配慮型プロポーザル方式で実施することとした。

ESCO事業については、平成20年度以降更なる検討を実施する予定である。